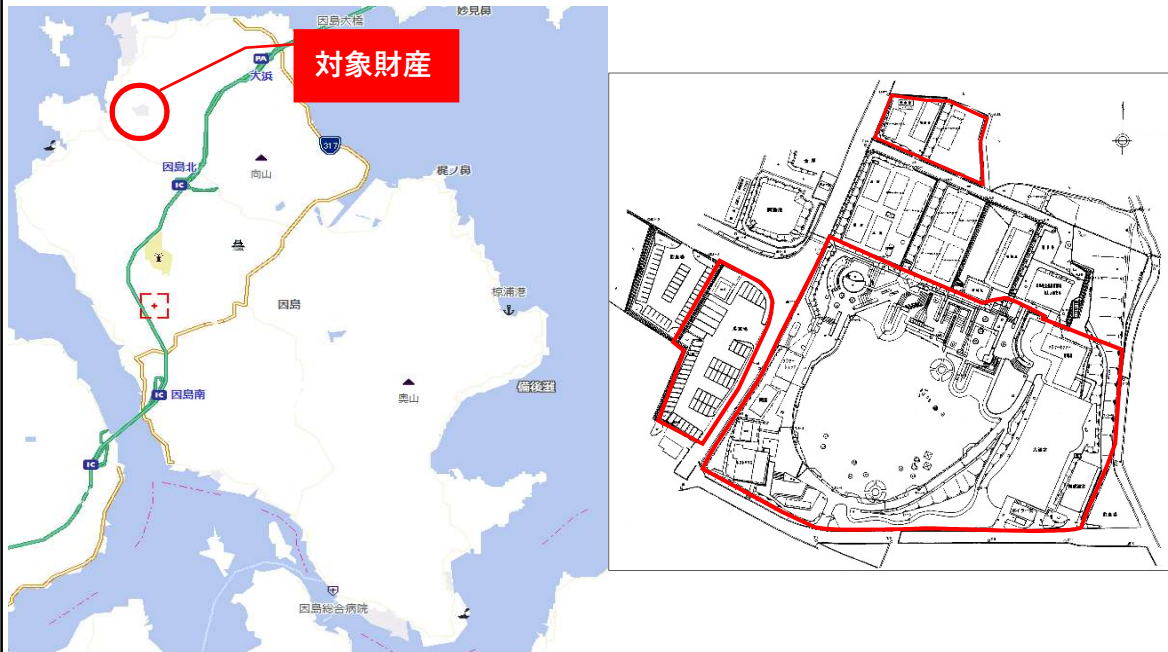


財 産 説 明 書

財産番号	2	施設名称	尾道市因島フラワーセンター			
所 在 地	尾道市因島重井町1182-1					
施設の概要						
因島地域の花きの生産や観光の振興、雇用機会の創出を目的として、平成2年4月に「広島県立因島フワラーセンター」としてオープンした。 平成19年4月に広島県から尾道市へ施設が移管され、リニューアルオープンしたが、入園者数の減少等により、平成24年4月以降は市が無料公園として運営している。						
敷地の面積		21,706.47 m ²		建物の延床面積	2,295.92 m ²	
主 な 建 物	名 称	用 途	構 造		床面積(m ²)	建築年
	大温室	温室	鉄骨造平家建		1,409.83	平成元年4月
	裁培育成温室	温室	鉄骨造平家建		209.31	平成元年4月
	フラワー会館	事務所	鉄筋コンクリート造平家建		248.00	平成元年4月
	レストハウス棟	倉庫	鉄筋コンクリート造平家建		116.64	平成元年4月
	フラワーショップ棟	倉庫	鉄筋コンクリート造平家建		56.80	平成元年4月
接面道路の状況		西（道路法の道路）幅員約7m／南（道路法の道路）幅員約6m				
都 市 計 画 区 域		非線引き都市計画区域				
用 途 地 域		指定なし				
建 ぺ い 率		70		容 積 率	400	
そ の 他 法 令 等 に 基 づ く 制 限		・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 土砂災害警戒区域（土石流）				
電 気		可		公 共 下 水 道	不可	
上 水 道		可		都 市 ガ ス	不可	
土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 の 指 定			敷地内に土石流警戒区域に該当する部分あり			

活用の条件（尾道市が希望する条件であり、自由提案も可）					
・ 対象物件の有効活用による地域活性化を図るため、地域経済の活性化や交流人口の拡大に繋がる事業であること。 ・ 来訪者や地域の憩いの場としての機能が確保されること。					

位 置 図



本件財産は因島の北部に位置し、敷地からは西側に瀬戸内海の美しい海を眺めることができる。敷地の西側と南側は広い道路に接しているほか、しまなみ海道因島北ICから県道367号を重井方面へ5分（約2km）の距離にあるため、島外からのアクセスも良好である。

外 観

